

前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成20年7月14日(月)午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 前橋家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(五十音順)

(委員)

青木公夫委員，井上繁規委員，中村喜美郎委員，中村孝委員，樋口隆明委員，丸山和貴委員，宮崎重子委員，宮下智満委員，武藤洋一委員，森山脩一委員，山下純司委員，横島庄治委員，横山伸委員(以上13人)

(説明者)

前橋家庭裁判所 川村弘子家庭裁判所調査官

(事務担当者)

高野淳之事務局長，魚住英昭首席家裁調査官，猪浦隆之首席書記官，杉本晴男次席家庭裁判所調査官，小池良隆事務局次長，丸山和子総務課長，齋藤辰男総務課課長補佐，高橋和司庶務係長

4 意見交換

- (1) DVD「子供のいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」への感想

DVDの事例は，意地みたいなもので子供を取り合っているとしても，両親が二人とも子供を育てたいと思っているところには救いがあると思う。実際の調停では両親とも子供を育てられないというケースや，母親側が育てるというのに対抗して，父親側が養育費を支払いたくないとの理由だけで父方の祖母が面倒を見ることにして引き取りたいと主張するケースが多いと思う。今の時代は，親が子供をきちんと育てることが当たり前というよりも，自分たちの，大人の方の都合をまず考えるというところがあるので，子供の受難時代だと思う。

今は，私達の年代が持っているような家族観は持てないのではないかと思う。大体の夫婦が共働きで，昔のように亭主関白でやっていけるような時代ではない。それに，近代的な家族観を持ち得ないのだから，シングルで子供を育てることを社会的に支援していく制度的なものが必要なのではないかと思う。

夫婦の不和が高じて虐待とかDVにつながることも多い。夫婦のどちらかが人間としての自覚がなくて、家庭を無視して、夜遊びや不倫をしたり、犯罪を犯したりするケースでの場合はむしろ離婚することで子供が救われるということがあると思う。夫婦の身勝手に自分の主義主張を言い、歩み寄りの精神が全く感じられない場合や、家族や絆を考えるような振りをして実際には自己中心的に物事を考えている場合もあるので、今の世の中は、人間としての心のあり方を見直すべき時期に来ていると感じている。離婚させる前に、まず人間としての基本的な所を少し見直すことが必要なのではないかと思う。

心のあり方について、もう少し広い心を持たないかということころだが、核家族化してきて、夫婦が対立した時に、他に調整役がないという現実もあると思う。

離婚を通じて子供の取り合いというか、離婚は承知するけれども子供は渡さないというようなことから、警察での事件に発展するということもあるのではないか。

(2) 親権者の指定をめぐる調停，審判の実務についてのプレゼンテーションに対して

実際の調停では、うまく元の鞘に戻るようなことはあるのか。

調停事件の当事者は、夫婦の間で会話ができないケースが多く、調停の場では、どんな問題があるのか、また、夫婦としてやり直せないのかということも聞いて調整していく。夫婦関係調整の調停の中では、円満調整と、離婚に向けての調整という2種類で受付をしているが、離婚に向けての調整申立てについても、数は少ないが、円満に向けて調整をし、調整がつくケースもある。

別居している夫婦がほとんどなので、仮に円満解決の方向で調整を進めていくとしても、しばらくは別居したままで、婚姻費用を払いながら様子を見てみようかということが多いと思う。

願わくば離婚は少ない方がいいのだと思うが、今はどんどん増える一方で、社会の最近の動きも、そういう状況ならうまく離婚できるようにしてやろうじゃないかという方向に動いているようにも思える。しかし、相手への配慮等があればやり直すことができると思うし、子どものことを考えると、離婚を勧めるのは気の毒だと思う。

共同親権はアメリカやヨーロッパの多くの国で取り入れられている制度のよう

だが、日本でもこの制度を取り入れようとする動きというのはあるのか。

具体的な動きは今のところないと思う。

日本では法改正をしようという流れまではないようであるが、そういった方向で考えるというような考えも少しはあるというところかも知れない。

統計的な数字について説明すると、夫婦関係調整事件数は横這いで推移しているが、面接交渉の申立ては平成18年にかなり増加している。

面接交渉の申立ては、例えば夫婦が親権者を母として離婚したときに、夫の方から子供と月に1回くらい会わせてくれという申立てのことである。子供の引き渡しは、例えば、まだ離婚していない間に母親と子供だけが生活していて、父親の方が無理矢理子供を連れて行った場合、母親の方から子供を返してくれという申立てである。こういった事件は調停で解決できない場合が多く、調査や審問を十分に行った上で、審判で最終的な決着を付けることになる。

参考までに、昨年の群馬県の全警察署に寄せられたDV関係の相談は昨年は317件で、前年比プラス69件、今年の6月末現在では156件で、前年同期に比べるとプラス9件である。この中で、子供の親権を巡ってDVに発展したケースは平成19年では8件、今年は1件、児童虐待については、19年中は44件相談があり、前年比プラス4件、今年の6月末現在では37件で、前年同期に比べるとプラス22件である。今年の上半期ばかり多いではないかということになるが、児童虐待防止法が改正されて、虐待についての認識が変わり、ちょっとしたことで相談に来るということで、そのあたりが数字に反映されているのではないかと思われる。

家庭裁判所に申立てのある事件でも、家庭内でひどい暴力を振っているという事案の場合には、調停期日に双方を呼び出しても、警察に依頼して警備をしたり、双方が絶対に顔を合わせないように配慮したりして進行することがある。

家庭裁判所は、一般の裁判では黑白をつける、判定を下すという裁判をやっていながら、片や子供みたいに未熟な夫婦相手に、宗教家か教護師のような仕事もしており、同じ裁判所と名の付く所でありながら、全く違う対応と責任を持たされている。司法制度改革といって様々な制度改革の中でこの部分にはあまり社会の注目は高くない。こういうような実態の中で、しかも、この世の中のあらゆる価値観が変わり、教育が乱れ、親と子の関係が音を立てて崩れていく中で、事件

を担当する裁判官は、何を最大の悩みとしているのか、しかもその判断をする時に、何が一番困っているのか、お聞かせ願いたい。

いわゆる訴訟は、黒白をつける、裁判所が上から決定するというイメージであるが、裁判官がやっている仕事はそういうことだけではなく、和解や調停とか、人々の心に裁判所が寄り添っていい方向へ行くように調整する、カウンセラーのような役割もあるのではないかと思う。その中で特に典型的なものが調停だと思われる。調停の当事者も、最初のうちは非常に暗い表情の方も多いが、調停の途中から当事者の顔が明るくなることもあり、それが裁判官として最大の喜びとも思えるようになった。そういう顔になったとき、当事者は、自分の離婚事件の方向性について何かを見付けたのではないかと思う。

地方裁判所の訴訟の場合は、裁判所は対立当事者の双方を援助しない、証拠を出さなければ不利益になるということをやっているが、家庭裁判所では、対立当事者ということでは考えておらず、後見的立場で当事者のことをいろいろ詳しく聞いて、調査したり直接聞いたりして、家庭の平和が保てるようにできるだけ円満な方向へ調整するようにしている。

離婚に伴う親権者の指定は、昔は母親側という例が圧倒的に多かったという印象である。しかし、価値観が変わって、男女共同参画社会とか、女性が社会に進出したとか核家族とか、そういう中で親権者の指定も大体が母親側というのもどうなのかなと感じている。最近では父親側の意識も変わって、本当に子供と一緒にいたいと主張することも増えたことから、面接交渉をめぐる紛争も増え、だいぶ様変わりしていると思う。

高齢化、少子化、核家族化という時代の変化の中で、また子供の保護者もいろいろな考えを持つようになってきている。「子がかすがい」という言葉があるが、最近では、子がかすがいにならない例も見受けられ、徹底的に離れてしまうというのが、PTA活動の中でも見ることができる。一番の心配は、間に挟まれた子供がどんな生活をしているのかである。例えば、子供の万引きの原因の一つに、家に帰っても何も面白いことがなく、そうして外で遊んでいるとお腹が空いて、食べるために万引きをしてしまうということも聞いたことがある。家庭の中の不和がすべて子供に影響を与え、そこから子供が起こす事件があるということをしごく危惧している。夫婦が仲良くすることが一番の家庭教育だと話すと、みんなは

笑うが、実際のところ家庭の中にいつも火種を抱えていると言ってもいいと思う。

少年事件を担当していると、最近は親の教育も必要ではないかと思うこともある。親の教育をしないと、子供が自力では更生できないのではないかという印象を持つ事件もある。

現代社会の中では、離婚のことなど考えてもいなかった夫が多いのではないかと思う。女性の方が離婚について考える人が多い一方で、男性は面倒くさがって考えないというように、同じ家庭状況の中でも受けとめ方が随分違うと思う。現代は、女性が社会進出している社会になっているということを夫の方が理解していないとか気がついていないのではないかと思う。口では女性の社会進出を説きながら、態度は旧態依然としているなど、頭の切り換えができていないと、夫の方は自分の方に非はないと考えることになるのではないかと思う。

言いたい放題、わがまま放題ともいえる当事者もいるが、そういう当事者に対してはどのように説得したらよいのか。

話をよく聞いて、言っていることが分かったという態度をこちらが示すことが、当事者にとってはとても大事なことである。日常生活では当事者はお互いに理解し合えず喧嘩ばかりしてきたわけで、話を聞いてくれる人がいるということだけで、少しは安定してくると思う。安定すれば、自分自身を冷静に見られることにつながり、自分が言っていたことはこういうことだったのかと、自分自身でフィードバックすることができるようになるし、自分自身で解決の糸口を見つけることができるようになると思う。子供の取り扱いについても、最終的には子供の幸せを一番に考えるように説得している。子供がどんなに辛い思いをしているのかというところを親に気付かせることが重要だと思う。

いろいろな社会状況の変化の中で、話を聞いてあげることが大切になってきているのだと思う。家裁の役割としては、まず話を聞くということがますます大事になってくるのではないかと思う。共同親権という新しい考え方もあるということだが、それだけですべてが解決するわけでもないだろうから、結局最後は同じ離婚をすることになったとしても、心を少しでも軽くしてあげることが大切なのではないか考える。

「クレイマー、クレイマー」という映画を見た時に感じたが、母親が監護権を得たことに控訴した方がいいのではないかと夫が弁護士に相談したシーンで、訴

訟過程を通じて、争っている夫婦がそれぞれ教育をされていくのではないかと思
った。一番重要なのは子の福祉であるが、どうやってこれを判断するのか。15
歳以上の子の意思は家事審判規則で必ず聞くことになっているが、15歳未満の
子の意思をどうやって正確に把握するのか疑問である。争っている父母の狭間で
子供の意思を正確に把握しない限り子の福祉にはかなわないのではないかと思う。
日本は単独親権で、むしろ子供の意思とは関係なく父母で争う制度になってしま
っているから、むしろ共同親権というよりは、共同で何かできる制度設計ができ
ればいいと考える。

子供の意思の把握については、やはり難しいものがある。かなり大きくなれば
一緒に住んでいる親の意向も踏まえた上でしっかりとした意見を言えるようにも
なるが、10歳前後だと一緒に住んでいる親に気兼ねがあったり、一緒に住んで
いる親が悪口を言っていれば一緒になって悪口を言わざるを得ないという部分も
あると思う。子供にとって意向を聞くと言うこと自体が、かなりの負担になる
ということもあるので、15歳未満の子供については、無理矢理に意向を聞くとい
うことではなくて、一緒に住んでいる親が席を外した状況で、日常生活について
のやりとりを通じて、この子がどの程度自分の意思をはっきりと言えるのかを見
極めながら聞いている。どこまで踏み込んで聞いていくべきか、子供によって違
うので、調査官はいろいろ工夫しながら調査をしている。

少年犯罪の関係では、いわゆる欠損家庭で育った少年の割合が多いことは間違
いのないところだと思う。最近は結婚観や家庭観が大きく変わってきており、今
は離婚しても生活していけるし、親も自分の人生を楽しむという意識がどんど
ん浸透している。今の若い人はけしからん、教育をしなければならんというだけ
ではいけないし、我々の世代の考え方が全く正しいとも言えないとも思う。情勢を
よく見て、家庭裁判所も対応を考えなければいけないと思う。

以 上

- (注) 裁判所関係以外の委員の発言
裁判所関係委員の発言
裁判所側の説明